

■ 2019年6月26日 総務企画危機管理委員会

※県議会HPの議事録から転載します。ただし、読みやすさを考えてあいさつなどを省略しています。また補足説明をしている部分は（ ）で示しました。ご了承ください。

《総務部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた委員

議案第1号「選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」についてお伺いします。

今回の条例案は選挙長等の報酬の基準を引き上げる法改正が行われたことに伴って行われるわけですが、この法改正が行われた理由についてお伺いします。

○石坂人事課長

選挙長等の報酬等の基準については、参議院通常選挙のある年に3年ごとに定例的な見直しが行われており、今回、選挙長等の報酬の基準を引き上げる必要があるとして法改正が行われたものです。

○よしまた委員

参議院選挙があるたびに毎回引き上げているわけではなくて、久しぶりに引き上げたということだったと思うのです。これまでは据え置いていた。

なぜ今回、国が選挙長等の報酬基準を引き上げることにしたのか、その考えをお聞かせください。

○人事課長

選挙長等の報酬等の基準につきましては、物価の変動等を踏まえ改定されており、今回、物価上昇率がプラスであったことや、最低賃金の状況などを考慮して引き上げることとしたと聞いております。

○よしまた委員

選挙長等の報酬引き上げですが、選挙長と選挙立会人とは引き上げになるということになりますが、それぞれの職務についてお伺い

します。

○米田選挙管理委員会事務局長

選挙長は、公職選挙法の規定に基づき、各選挙ごとに置くこととされているもので、その主な職務として立候補届出の受理のほか、開票管理者から報告を受けた開票結果を確認するなどした上で、当選人を決定する選挙会の事務を行うこととなっております。

選挙立会人については、各候補者から届出のあったものを選挙管理委員会が選任するもので、選挙会に立ち会うことが主な職務となっております。

○よしまた委員

主に選挙会ということだと理解しました。大変お世話になっている方々ですので、しっかりとやっていただいていると思います。

きのうの質疑の中でも、投票所数の減少の問題が取り上げられていましたが、青森市内でも投票所が減り、行くに行けないという声が寄せられます。きのうの質疑ではちょっと明言されなかったように感じたのですが、投票所をふやすということにも真剣に取り組んでもらいたい。投票率向上ということも言葉だけにしないためにも必要だと思うという意見を添えて終わりたいと思います。

【所管事項】

○吉俣委員

田中（満）委員が選挙の公報のことを言ったので、一言意見だけ言いたいと思います。

（田中委員の）おっしゃるとおりで、例えば前回の青森市の市長選挙のときに、先ほど立候補者の数の問題をおっしゃっていましたが、あのときは3人の立候補だけでも、1人だけが突出して見える選挙公報でした。これは、陣営には当然何の責任もない。専ら選管の問題ですから、やりようがあると思いま

すので、そして、選挙の公平性の担保の課題ですので、ぜひ、田中委員が提起した先ほどの選挙公報の問題は真剣に議論いただきたいと思ひます。

さて、先週の日曜日、21日、国際労働機関（ILO）が労働の世界における暴力とハラスメントを禁止する条例と勧告を採択しました。職場などでの暴力とハラスメントをなくするための初めての国際基準で、画期的な人権条約となっています。日本は、政府は賛成しましたが、経営者が反対票を投じ、少数派となりました。国会では、5月末に女性活躍推進法等改正案が成立しましたが、その最大の問題はこの法改正にハラスメント禁止規定がなかったことです。法律にハラスメント行為そのものを禁止する規定がないという日本の現状は、もはや後進性として世界から見られるということをよく自覚すべきだと、そういう事態になったと思ひます。

そこで、県庁内でのハラスメントの実情についてお伺ひします。

ことしの1月、当委員会では安藤（晴美）委員がこの問題を取り上げ、その際、県は次のように答弁しました。

セクハラについての相談件数は、平成25年度は1件、平成26年度2件、平成27年度2件、平成28年度2件、平成29年度が0件。パワハラについての相談件数は、平成28年が、10月1日以降ということですが、2件、翌29年度が2件。年度が変わり、平成30年度の状況が報告できると思ひます。昨年度の相談件数を報告ください。

○人事課長

まず、いわゆるセクハラにつきましては、セクシャルハラスメント等の防止等に関する要綱により、各所属に所属相談員及び人事課に専門相談員を置いており、これらの相談員が受け付けた平成30年度の相談件数は3件となっております。

次に、いわゆるパワハラにつきましては、パワーハラスメントの防止等に関する要綱により、部局等相談員及び人事課において相談を受け付けており、平成30年度の相談件数は2件となっております。

○よしまた委員

それは知事部局ということだと思ひますけれども、これらは解決に至ったのでしょうか。

○人事課長

セクハラ及びパワハラ等の防止に関する要綱では、苦情相談があった場合の処理マニュアルを定めており、苦情相談があった場合は、まず、当事者等への事実確認を行い、その上で行為者に改善すべき点がある場合は行為者を指導監督すべき立場の者が改善指導することが原則的な対応になります。

また、セクハラの場合は、行為者がみずからの言動を相談者が不快に感じていることに気づいていないケースもあることから、まずは相談者から行為者に対し不快である旨を意思表示するよう助言するという対応を行うこともあります。

平成30年度のセクハラ・パワハラ等の相談案件につきましても、相談案件ごとにこのような具体的な対応を行い、いずれも改善されております。

○よしまた委員

いずれも解決した。昨年度、セクハラが3件、パワハラが2件解決されたということでした。解決されたのであればよかったと思ひます。

ハラスメントは深刻な人権侵害であり、職場から一掃するということが求められています。ましてや県庁の中であってはならないわけで、その意味では、1件でも存在が許されないものです。

同時に、気軽に相談してもらおうということ自体はやはり必要だと思ひますし、そういう体制をつくって対応されているということですから、件数の多い少ないだけでいいか悪いかは簡単に言えるものではないと思ひますが、いずれにしても、実態としてハラスメントが根絶されて、そして、気軽に相談できる場所もある。この両方がしっかりと進むように努力してほしいと思ひます。

こういう努力をしながら、青森県全体でセクハラ、パワハラをなくしていくということ

は当然必要なわけで、そういうことを通じてブラック企業を根絶する。そして、若い人が働きやすい環境をつくって定着できるようにする。そういう努力が県政全体に求められていると思います。

私たちはハラスメント禁止を明示した、また、独立した救済機関をつくるという政策提言もやっていますが、一緒になって県庁の中でもなくすし、県全体でもなくしていくということで努力したいということを述べて質問を終えます。

《企画政策部に関連する質問》

【所管事項】

○よしまた委員

2つお聞きしたいと思います。

まずは、統計についてお聞きします。経済を回すということにかかわるのですが、資本が県経済の中でどう循環し、それがどう県民の所得に結びついているかを見定めることはとても大事で、私も循環型の地域経済をどうつくるのか、真剣な探求が必要だと思ってきました。

その際、経済を回すということを言葉だけのものにせず、政策立案の指針にするためにも、統計上の指標を明らかにして、県民とともに共有することが大事だと思っています。

いわば経済を回すの見える化に向けた探求が必要ではないかと思っており、その入り口となる議論をしてみたいと思います。

「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦」を読んでいると、2014年に策定された前回の「青森県基本計画未来を変える挑戦」においては、1人当たり県民所得を注目指標として設定したと書いてありました。

県民所得という指標は誤解を生じやすいネーミングになっています。一般質問で、田名部議員の質問への答弁の中で丁寧に答えられていらっしゃいましたが、県民所得といわれれば、県民の所得水準を示していると単純に思いがちですが、これは誤解で、例えば六ヶ所村は群を抜いて1人当たりの村民所得は高いわけですが、それは企業所得を含むからそ

うなっているのであって、別に村民一人一人がとりわけ豊かになっているということではないわけです。この誤解が随分あります。

だから、私は県民所得というのは使い勝手の悪い指標だと思ってきたのですが、この注目指標として設定したとされてきた県民所得は、今の「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦」でどう位置づけられているのか教えてください。

○平松企画調整課長

1人当たり県民所得は、県民の給与所得や企業所得などの合計を県全体の人口で割ったものであり、地域全体の経済力をあらわす一般的な指標の1つとなっております。

このことから、県では、先ほど委員からの御指摘にもありましたが、平成20年度に策定しました「青森県基本計画未来への挑戦」において、本県が目指す方向に向かって進んでいるかという県の立ち位置を確認するために、1人当たり県民所得を平均寿命とともに注目していくべき指標、すなわち注目指標に設定し、その推移を確認していたところであり、次の計画である「青森県基本計画未来を変える挑戦」においてもその考え方を引き継いできたところです。

このうち、1人当たり県民所得につきましては、本県経済の状況を総合的にあらわしているものと考えられる一方で、指標の対象となる時点から結果公表まで2年近くの期間を要し、立ち位置を確認する指標としての速報性に大きな課題がありました。

そこで、今年度からスタートした「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦」では、より機動的にマネジメントサイクルを展開していくため、総合戦略に掲げる基本目標やKPI（重要業績評価指数）、各分野の個別計画に掲げる数値目標、その他関連する指標の状況などにより、取り組みの成果や課題などを確認していくこととしたものであり、1人当たり県民所得につきましては、これらの各種数値目標などをあわせて確認し、毎年度のアウトLOOKレポートで公表していくこととしております。

○よしまた委員

つまり、さまざまな限界がある。とりあえず遅効性があるということだと思えるのですが、不都合な部分もあるということだと思います。

同時に、県経済循環の様子を見定めるには、やはり県民の所得がどうなっているかということ自体はわかる必要があるわけで、今、問題になっている1人当たりの県民所得という指標と県民の所得というのは、今からちょっと区別して使っていきたいと思うのですが、この県民の所得がどうなっているかというのは見る必要が当然あります。

例えばさまざまな施策が県民の所得の向上に結びついているのかどうか。これを示す統計上の数値にどういうものがあるのか知りたいと思うのですが、端的に県民の所得と支出の状況がわかる指標を教えてください。

○井沼統計分析課長

県民の所得の状況をあらわす統計上の指標の1つとして、まずは1人当たりの県民所得が挙げられます。これは、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計を総人口で割って得られるものであり、個々の県民の所得水準をあらわすものではありませんが、全都道府県で同じ方法で推計されていますことから、全国での比較が可能であり、県経済の実態を包括的にあらわす指標として広く活用されております。

このほか、個々の県民の所得や支出の状況をあらわす統計上の指標といたしましては、国から委託を受けて県が行っている統計調査であります毎月勤労統計調査による常用雇用者数5人以上の事業所における1人当たりの現金給与総額などの給与の状況や、青森市のみで、世帯単位とはなりますけれども、家計調査による1カ月当たりの収入額や消費支出額、また、5年ごとに実施される全国消費実態調査の結果といたしまして、1カ月当たりの家計収支の状況が公表されているところで

これらの調査のほか、国が直接統計調査を実施するものもあり、賃金構造基本統計調査による毎年6月の賃金の状況等が公表されて

おります。

県では、これらの指標をもとに毎月の経済統計報告など、県経済の動向把握や概況判断をしているほか、県民所得を初めとした県民経済計算の推計などに利用しております。

○よしまた委員

県民の所得がどうなっているかということを見るとともに、経済を回すといっているわけですから、域外からどれだけお金が流入し、域内にどれだけとどまるのか。また、逆に、域内で生まれた富がどれだけ域外に流出するのかを見る必要があります。

いわば県にとって強い産業と弱い産業が何なのかということを経済統計上見定めておく必要があるだろうと思うのです。一般的に農業と観光が強いといわれているわけですが、これを統計上明確にして、見える化を図ることが重要だと思っています。これは産業連関表の移出入を見れば、富の流出・流入状況が産業別にわかると思います。

代表的なもので構いませんので、富が流出している、あるいは、流入している代表的な分野を教えてください。

○統計分析課長

産業連関表は、一定期間、通常1年間に行われた財・サービスの産業相互間の経済取引の状況を一覧表にしたものです。

本県では、国での作成に合わせて、おおむね5年ごとに作成、公表しており、最新の産業連関表は平成23年の青森県内における財・サービスの生産活動及び取引を対象として作成いたしました平成23年表で、平成29年に公表しております。

この平成23年表により、本県で移輸出額と移輸入額の差、県際収支が大きい産業を見てみますと、移輸出超過、つまり、県外からの受取額のほうが県外への支払額よりも大きくなっている産業としては農業があり、このほかでは、畜産、運輸・郵便などが移輸出超過となっております。

一方で、移輸入超過、つまり、県外への支払額のほうが大きくなっている産業としては、製造業、サービス、情報通信などがあ

ります。

○よしまた委員

きょうは数字までは聞きませんが、そういうところが強いところ、弱いところだということがざっくりとわかるということで、経済を回すという戦略課題を持つ以上、これはやはり握って離さず、よく見ていく必要があると思うのです。

経済を回すの見える化に向けてどういうことができるかということ、内閣府でもそういうサイトなどをつくってやっていますので、勉強していきたいと思うのですが、統計にかかわって、最後にもう1つお聞きしたいと思います。

「統計でウソをつく(方)法」という本があるそうですが、統計でウソをつくならまだしも、統計そのものがウソだという事態が安倍内閣のもとで起こっています。

私自身、学生時代に実験でデータ収集を随分やったのですが、本当に地味で、人目にもつきませんし、数字にただひたすら誠実にならないといけないという、結構大変なものです。私が学生のときでもそうでしたから、今、皆さんが仕事とされ、膨大なものを本職とされている人たちにとっては、さらにその努力は本当に大きいものだと思います。

統計不正やデータ偽装というのは本当に異常な事態で、普通の自民党政権だって考えられなかったようなことになっていて、そのもとで真面目に統計の業務に携わっている皆さんの努力に頭が下がる思いだし、その結果出てくる統計データを政策立案に十分に生かす力をつけるというのが、県民から負託された県議会議員としての責務だとも思っています。

そこで1点、統計にかかわっている皆さんが日々どういう思いで仕事に向き合っているのか。統計哲学とまでは言いませんが、心構えにしているようなことでも構いませんので、一言意気込みをお聞かせください。

○統計分析課長

毎月勤労統計調査における不適切な国による取り扱いですとか、国の基幹統計調査で見

つかった問題につきましては、公的統計に対する国民の信頼を大きく損なうことになったことに加えて、公的統計の意義を理解して調査に協力していただいた事業所の方々ですとか、統計調査の最前線で頑張っている、大変尽力いただいている統計調査員の方々への士気に与える影響というのを思いますと、大変残念な思いでおります。

公的統計は、合理的な意思決定を行うための基礎となる重要な情報であると思っておりますので、県では、国から委託を受けて実施する統計調査等について、定められた方法に従いまして、これまでも適正に調査を行ってきているところです。

今後も引き続き、市町村や統計調査員の方々との連携、協力し、適正な統計調査を実施するとともに、正確な統計の作成、提供に取り組んでまいりたいと考えております。

○よしまた委員

ありがとうございます。統計は民主主義の土台、基礎だといわれていますので、ぜひおっしゃったようなことで頑張っていただきたいと思います。

次に行きます。

国民スポーツ大会、国スポについて、二、三確認したいと思います。

スポーツイベント全般に思うのですが、2025年の青森国スポが競技者を主役にした素晴らしい大会として成功することを願っています。

まず最初に、会場の選定状況について教えてください。

○船木国民スポーツ大会準備室長

2025年に本県で開催予定の第80回国民スポーツ大会の会場市町村につきましては、正式競技及び特別競技の38競技については22市町村2県外、公開競技の6競技については6市町村を選定しており、本大会で実施される全ての競技会について会場市町村が選定済みとなっております。

また、県内の参加者を対象とするデモンストラクションスポーツにつきましても、現時点で37競技、28市町村を選定しており、

これらを合わせますと、県内全40市町村でいずれかの競技会が実施されることとなっております。

なお、選定されております会場地市町村の開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断されたものであり、今年度実施されます中央競技団体正規視察の結果等によっては、今後、会場地の変更等も考えられる状況でもあります。

○よしまた委員

会場地市町村は全て決定したということで、大会日程や準備の関係など、スケジュールもさまざまあって、その中で決めていった会場だと思えます。

会場地を選定するに当たって、基準あるいは物差しがあったと思うのですけれども、これはどういうふうに定義していたのか教えてください。

○国民スポーツ大会準備室長

会場地市町村の選定に当たっての考え方についてお答えいたします。

会場地市町村につきましては、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会において、同委員会が策定した会場地市町村選定基本方針及び会場地市町村選定基準に基づいて選定されております。

具体には、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散すること、同一競技は同一市町村で行うことを原則とし、複数の市町村で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこと、選定に当たっては、市町村の開催希望や競技団体の意向、競技施設の状況等を総合的に判断することなどを主な内容とします基本方針に基づきまして、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること、競技施設が日本スポーツ協会が定める施設基準を満たすとともに、既存施設の活用を原則とし、施設の新設・改修等がある場合は体育会開催後の有効活用を考慮すること、観客席や駐車場等の附帯施設が確保できることなど、大会運営に必要な環境や体制が整えられることなどの選定基準を踏まえ、市町村及び競技団体の意向を確認した上で選

定されております。

○よしまた委員

既存の施設を優先する。そして、大会後の有効活用ということもおっしゃいました。

この2つの原則は、これまでの全国でやられてきたさまざまな国体の歴史を踏まえた適切なものだと思います。

青森市はアリーナ建設を打ち出し、国体までに間に合わせるといって、その既成事実化を急いでいます。しかし、国スポの会場選定は全て終わっているという答弁でした。

そのうち青森市内に既に存在している2つのアリーナがあります。マエダアリーナと盛運輸アリーナ。この2つのアリーナで行う競技は何なのか教えてください。

○国民スポーツ大会準備室長

マエダアリーナと盛運輸アリーナで実施する競技会についてお答えいたします。

青森市におきましては、正式競技14競技、デモンストレーションスポーツ11競技を実施する予定となっております。

このうち、マエダアリーナでは正式競技のバレーボール成年男子と少年男子、及び、卓球の全種別、デモンストレーションスポーツのソフトバレーボールが実施され、盛運輸アリーナでは正式競技のハンドボール成年男子と成年女子、及び、スポーツクライミングの全種別が実施されることが予定されております。

○よしまた委員

このやりとりで国スポの会場は決定されている。決定選定に当たっては、既設の施設を活用すること、また、大会後の有効活用が見込まれることなどという基準があるということがわかりました。

国スポがすばらしいスポーツ大会として全うに成功されることを願って質問を終わります。

《危機管理局に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた委員

議案第7号から第11号までを一括してお聞きしたいと思います。

まず、議案第7号から第11号までの条例案を改正する理由について説明ください。

○篠田消防保安課長

地方公共団体の手数料に関する事項につきましては、地方自治法の規定により、条例で定めることとされております。

また、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令におきまして、対象となる事務と手数料の額が定められており、当該事務につきましては、同政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないとされているところです。

国では、本年10月1日に予定されております消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行と比べて増額となる手数料につきまして改定を行うこととし、去る5月24日、手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたところです。

今回、御審議いただいております議案第7号から第11号までの条例案における手数料の改正につきましては、この政令の一部改正における手数料の標準額の引き上げに合わせて改正を行うものです。

○よしまた委員

今回、値上げが提案された手数料は、いずれも受験生が負担するものとなります。県民の負担がどういう形であられるかを考える必要があります。

今回、提案されている手数料条例ごとで構いませんので、今年の申請件数について教えてください。

○消防保安課長

今回、改正いたします手数料条例ごとの平成30年度の申請件数について、改定のありました手数料の合計件数で申し上げますと、議案第7号の青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例に係るものにつきましては5,520件、議案第8号の青森県高压ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例に係るものにつきましては571件、議案第9号の青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例に係るものにつきましては17件、議案第10号の青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例に係るものにつきましては64件、議案第11号の青森県電気工事士法関係手数料徴収条例に係るものにつきましては907件となっております。

○よしまた委員

制度にもよるのでしょうけれども、広範な影響もあるというものもあるようです。

周知はどのように行われるのでしょうか。

○消防保安課長

県では、今回、提案しております条例案について、議決をいただいた後に手数料の改正につきまして県報に登載するとともに、県のホームページで周知することとしております。

また、今回の手数料改正に係る業務につきましては、関係各法令で定める指定試験機関等に委託しているところでして、実際にこの申請を受け付けることとなる当該指定試験機関等においてもホームページや試験案内等に掲載するなど、周知を図ることとしております。

こうした取り組みを通じまして、申請される方々が困惑することないように、適切に周知を図ってまいります。

○よしまた委員

消費税増税に伴い、生活の隅々まで値上げが襲ってくるという事態になっているのだと思います。

その影響は深刻だということを強く指摘し、質問を終えます。

が、具体的にどういう形で行われるでしょうか。

【所管事項】

○よしまた委員

青森県国民保護計画の変更が報告されました。お話があったように、国の国民の保護に関する基本指針の変更等によるものなどということになるわけですが、この国の基本指針の変更等によるものの中に、NBC攻撃等への対応訓練、広域避難訓練、地下への避難訓練等の内容を例示として追加したとされています。

NBCとは、核兵器、生物兵器、化学兵器のことですが、これらによって武力攻撃を受けた、あるいは、テロ攻撃を受けたという場合の避難訓練というわけですから、想像するだけでも恐ろしい話です。

今回、報告されたこの計画を読むと、平素からの備え、予防として、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供と書かれています。これらは具体的にどういふもののかを指しているのでしょうか。

○豊島防災危機管理課長

県の国民保護計画におきましては、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資、資機材については、防災のための備蓄と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置等の備蓄と相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について備蓄し、または調達体制を整備することとしております。

その上で、お話のありました核兵器等、または生物剤、もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃、いわゆるNBC攻撃による災害対応に必要な物資、資機材といたしましては、安定ヨウ素剤、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防ぐための除染器具などを想定しているところです。

○よしまた委員

それから、この計画には、NBC攻撃による災害に対応するため、平素から関係機関との相互連携体制を整備することとしています

○防災危機管理課長

国民保護措置または緊急対処保護措置を実施するに当たりましては、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、これらの関係機関相互間の連携体制を整備することとしているところです。

具体的には、県境を越える避難やNBC攻撃による災害等に対応できるよう、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、及び、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定によりまして、広域避難の実施、物資及び資機材の提供等の相互応援について連携を図っております。このほか、昨年、県と県内の市町村で災害時における青森県市町村相互応援に関する協定を締結し、県内の市町村間で必要な物資や資機材等の提供並びにあっせんを行うこととしています。

また、市町村及び消防機関が保有するNBC対応資機材等を把握した上で、事態発生時に消防活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整を図っているところです。

そのほか、国やその他関係機関についても、毎年開催しております国民保護協議会を初め、各種の訓練等を通じまして、密接な連携体制を構築しているところです。

○よしまた委員

市町村との関係で、災害時の相互応援などおっしゃいました。災害時だけにとどまらない、NBC攻撃のときのということが力点なわけですから、災害時だけではないものが求められているということだし、その点、市町村との関係はお話にならなかったように聞こえますけれども、そういう実情だろうと思うのです。

それで、この前提となっているのは基本指針で国のものですが、そこには核兵器が使用された場合のことを次のように書かれています。避難に当たっては、風下を避け、手袋、

帽子、雨合羽などを使えばいい。核兵器が落ちたときに風下を避ける。口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護すること。汚染された疑いがある水や食物の摂取を避ける。どうやってやるのかとやはり思うのです。

そもそも、テロにせよ、武力攻撃事態にせよ、これ自体があってはならないし、ましてやNBC攻撃などあってはならない。そういう事態を起こさないために政治が存在するということでしょうから、政治の役割が大きく求められているということを一言指摘しておきます。

次に、F-35の墜落の問題です。

先月のこの委員会で私もこの問題を取り上げましたが、その際、パイロットの捜索に全力を尽くすように求めましたが、亡くなったということで、残念でなりません。心から御冥福を祈るものです。

この墜落事故の焦点は、今、飛行再開の是非になっています。今議会の一般質問でも何人かの方から質問がありました。

改めてお聞きしますが、県民の安全確保のため、今後、県はどのように対応していくのかお答えください。

○貝守危機管理局長

4月9日に発生した墜落事故につきましては、6月10日に防衛省が事故の要因と再発防止策を公表し、同日、県及び関係市町村に対して説明がありました。

また、6月20日以降、防衛省では関係市町村に対して再発防止策の実施状況等について説明しているとのことでした。

県といたしましては、再発防止策に万全を期するのはもちろん、県民の不安を払拭し、理解を得るための国の対応を注視しつつ、関係市町村の意向も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○よしまた委員

自衛隊の報告によると、フライトレコーダーなどは見つからないが、事故は専らヒューマンエラーだ。パイロットが空間識失調、バーティゴに陥っていたとされるわけです。

バーティゴというのは、操縦者が自分または操縦している航空機の姿勢、位置、運動状態などを客観的に把握できなくなった状態というので、ベテランのパイロットでもあり得るとということがさまざま書かれていました。

そうすると、これをどうやって防ぐのか。むしろ本当に大変なことだと思うのです。

新たに選出された三沢市長が飛行再開を認めたと報じられていますが、デーリー東北では市長判断は早過ぎるとの声も多く、飛行再開を容認した三沢市会議長もとにかく慎重にとおっしゃっていることを伝えていました。

このまま飛行再開していいのか、真剣に考える必要があると思います。最新鋭とされる飛行機の事故の原因が、多分こうだろうとしかいえないまま飛行再開を認めるべきではないということを述べておきたいと思います。

現瞬間の焦点は飛行再開の是非にあるんですけども、私は、先月の当委員会でも指摘したように、この事故から県が何を酌み取るかということに注目しています。県民の安全を守る立場を貫けるように求めて質問を終えます。